附属機関等の概要

別記様式2

(令和5年4月1日現在)

担当部課名	留萌建設管理部地域調整課	内線	4151

附属機関等の名称		留萌建設管理部総合評価検討会							
「附属機関」、「常設の懇談会		:」の別	常設の懇談会						
設置年月日	平成29年4月1日	成29年4月1日							
設置根拠	留萌建設管理部総合評価検討会設置要綱								
設置目的	<目的>	留萌建設管理部が試行する簡易型総合評価落札方式及び標準型総合評価落札方式における地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づく総合評価落札方式に係る学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)への意見聴取を行うことを目的とする。							
〈所掌事項、議題等〉 検討会は、委員(「学識経験者」)から次の事項について意見を聴くものとす (1) 簡易型総合評価落札方式の実施工事の選定の適否 (2) 簡易型総合評価落札方式の落札者決定基準の適否 (3) 標準型総合評価落札方式の落札者決定基準の適否 (4) 標準型総合評価落札方式の技術提案の適否									
委員構成	1 委員(構成員)数	2	名	【定数:	2 名】				
	(うち女性委員)		名						
	(うち公募委員)		名	【公募枠:	名】				
	現在委員を委嘱していない場合はその理由(
	2 部会等の設置状	手の設置状況 <u></u>							
		名称	委員数(うち	5女性委員)					
		なし							
会議の公開									
状況	非公開								
公開できない理由(一部非公開・非公開の場合) ・入札に関する情報のため、公開することにより、公正・円滑な入札執行を困難にする。 ・技術提案は、企業固有の生産技術上のノウハウ又は営業上の事項に属する。 ・総合評価検討会設置要綱において、非公開とする旨規定している。									